

発達した低気圧の通過に伴う海難の防止対策

平成18年10月、急速に発達した低気圧に伴う暴風と高波により海難が多発し、多数の死者・行方不明者が発生した。

10月6日	茨城県鹿島港沖に錨泊中のパナマ船籍貨物船GIANT STEP（9万8,587総トン）が、沖合向け荒天避難中に座礁、乗組員26名中10名が死亡・行方不明となったほか、燃料の重油が流出。
"	宮城県女川港沖を航行中の漁船第七千代丸（198総トン）が荒天により転覆。乗組員16名全員が死亡・行方不明。
8日	静岡県下田港沖を航行中の遊漁船第三明好丸（16総トン）が高波を受け転覆。乗客・乗組員15名中7名が死亡・行方不明。
24日	鹿島港在泊中の中国船籍貨物船OCEAN VICTORY（8万8,853総トン）とパナマ船籍貨物船ELLIDA ACE（8万5,350総トン）が、荒天避難中相次いで座礁。

当時、気象庁においては低気圧の急速な発達とそれに伴う強風を予想し、全般海上警報、地方海上予報、警報等を適宜適切に発表した。これを受けて、海上保安庁においては、我が国沿岸を航行中の船舶に対し、広く無線等により気象情報を周知するとともに、事故防止について注意喚起していた。また、天候悪化が予想される港湾においては、代理店等の関係者を通じ、在泊船舶に対し荷役中止基準の厳守等、強風に対する事故防止について指導を行っていたところである。

しかしながら、今般、荒天に伴う大型船の海難が鹿島港において多発したことを重くみて、国土交通省及び海上保安庁では、関係機関や自治体等関係者が一堂に会する現地連絡会議を鹿島港に設立し、再発防止を図るため避難の基準や連絡体制の見直しを行ったほか、気象・海象データ観測の充実、港湾施設整備の促進等を図ることとしている。

また、便宜置籍船等の海難事故が多発したことから、国土交通省では大手の外航海運3社より船舶の安全管理体制、事故防止対策等についてヒアリングを行った。

各社とも国際安全管理（ISM）コードに基づき船舶安全管理システムを構築して事故防止等に取り組んでいるが、それらが十分かつ確実に機能することが重要であることから、日本船主協会を通じ主な外航海運会社に対して安全管理体制を再点検し、船舶の安全管理に万全を期すよう要請した。

一方、これまでの気象情報では「低気圧に関する情報」といった標題を用いていたために、警戒すべき事項が分かりにくいという課題があった。

気象庁では、これを改善するため、「暴風と高波に関する情報」のように「暴風」や「高波」、「大雪」など災害に結びつくような現象名を標題として用いることを徹底し、利用者に分かりやすい情報を発表するよう努めることとしている。

また、船舶の乗組員や漁業者等を始めとする個々の海事関係者に対し、海上保安庁において引き続き荒天に関する情報提供を適切に実施するほか、訪船及び海難防止講習会の開催等のあらゆる機会を活用して、荒天時における海難防止対策に関する周知・啓発活動を強力に推進していくこととしている。

さらに水産庁では、「漁船海難防止強化旬間」等において、関係省庁と連携して、漁船海難の防止に努めることとしている。

